義姪によるクレジットカードの不正利用とカード会社の不当利得返還義務

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 3 月 25 日
【事 件 番 号】 平成 31 年（ワ）第 11151 号
【事　件　名】 損害賠償等請求事件
【裁 判 結 果】 一部認容、一部棄却
【参 照 法 令】 民法 91 条・703 条
【掲　載　誌】 金判 1658 号 32 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25604930

青山学院大学准教授 **酒巻修也**

事実の概要

1　Xは、クレジットカード会社Y_1、Y_2との間で、それぞれクレジットカード契約を締結し、Xの妻であった亡Aは家族会員としてY_1、Y_2から貸与された各家族カードを使用していた（以下、クレジットカードを「カード」という）。

各カード契約の規約には、会員がカードの紛失、盗難等で他人にカードを使用された場合、それにより生じる一切の債務を会員が負担すると定める一方で、次のような約定があった。

Y_1規約によると、会員が紛失、盗難等の事実を速やかにY_1に連絡のうえ、警察署に届け、かつ所定の書類を提出した場合、Y_1がその連絡を受理した日の 60 日前以降に発生した損害につき、Y_1は会員に対しその支払を免除する（Y_1規約 19 条 1 項ただし書）。ただし、会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正利用した場合、支払免除の対象にならない（同 19 条 2 項 2 号〔Y_1家族条項〕）。

Y_2規約によると、会員が紛失、盗難により他人にカードを不正利用された場合であって、規約に従い警察及びY_2への届出がなされたときは、不正利用により会員が被る損害を塡補する（Y_2規約 14 条 1 項）。ただし、会員の家族、同居人、送付したカードの受領の代理人による不正利用の場合、Y_2は塡補の責任を負わない（同 14 条 3 項 3 号〔Y_2家族条項〕）。

2　XとAは平成 10 年に婚姻し、長男が出生したが、平成 24 年頃から別居状態になった。Aは、長男とともに生活し、生活費を本件各家族カードを含むX名義の契約に基づいて貸与されたカードにより支払っていた。

Aの姪Bは、平成 28 年当時は月に 1 回程度、Aの自宅に遊びに行っていた。

3　Bは、平成 28 年 10 月 6 日及び 24 日、Aの自宅を訪れ 3 時間程度滞在し、その間、15 分から 20 分程度屋外に出たことがあった。Aは、Bの滞在中、本件家族カードを入れた財布をかばんに入れ玄関かリビングに置いていた。

平成 28 年 10 月 6 日及び 24 日、飲食店における過去の売掛金の支払として、Y_1家族カードにより、同月 6 日に 475 万 2000 円（本件取引 1）、同月 24 日に 76 万 1200 円（本件取引 2）の決済が、Y_2家族カードにより、同月 6 日に 79 万 4200 円（本件取引 3）の決済があった。

Xは、平成 28 年 10 月頃、Y_1、Y_2から利用明細書を送付され、同月 6 日における家族カードの利用状況を知り、同年 11 月 1 日頃、Y_1、Y_2に対し、本件カード利用はBが盗用したものと思われる旨の連絡をした。しかし、Y_1は支払を免除できないと、Y_2は姪が家族にあたり損害の塡補を拒否すると回答した。同月 16 日、Xは、Y_1に対し本件取引 1、2 について利用代金の支払停止を申し入れ、同月 22 日、警察署に対し本件カード利用に関して盗難の届出をした。

Xは、Y_1、Y_2に本件カード利用の代金相当額を支払った。

そこで、Xは、Y_1に対し債務不履行による損害賠償又は不当利得の返還として、Y_2に対し規約に基づく損害の塡補又は不当利得の返還として、それぞれに支払った代金相当額及び遅延損害金の支払を求めた。また、本件店舗がY_3のウェ

ブサイトにおいてY_3グループを構成すると掲載されていることから、Y_3に対し、加盟店として本人確認すべき義務を怠ったことなどを理由に不法行為責任又は名板貸責任として、Y_1及びY_2に支払った代金相当額及び遅延損害金の支払を求めた。

本判決の争点は多岐にわたる。紙幅の都合上、Y_1に対する請求を中心に特徴的な争点のみを詳しく取り上げる。

判決の要旨

本判決は、詳細な事実認定のもとで、本件カード利用についてXの義姪Bが本件各家族カードを盗取し氏名不詳者が本件店舗で未払飲食代金を決済したものと認めるのが相当であるとしたうえで、次のように判示した。

1　Y_1に対する請求

(1)　Bの「会員の関係者」該当性

「……Y_1規約には、上記〔Y_1家族条項のいう〕『会員の関係者』の意味内容を具体的に定義した定めは存在しないところ、……〔Y_1家族条項〕は、クレジットカードの不正利用のリスクを会員に配分する観点から、会員と一定の関係性のある人物による不正利用を支払免除の対象から除外する規定であること、『会員の関係者』としては、会員の家族、同居人、留守人、会員の委託を受けて身の回りの世話をする者が例示されているところ、これらはいずれも会員と共同生活を営むなどして社会生活上密接な関係にある者であることからすると、上記『会員の関係者』についても、例示された会員の家族等に準じる程度に社会生活上密接な関係にある者を指すものと解される。

しかし、Bは、Aの姉の子であるというにとどまり、……XあるいはAと同居していたものでも生計を一にしていたものでもなく、Aの自宅に月に1回程度遊びに来るという関係にあったに過ぎないのであるから……〔会員の〕家族、同居人等に準じる程度に社会生活上密接な関係にあったものとは認められず、本件カード利用につき、……『会員の関係者』が盗難に関与したとか不正使用したなどと認めることはできない。」

(2)　Y_1規約上の管理義務違反等の有無

「……〔Y_1規約上、家族会員である〕配偶者に家族カードが貸与されている場合において、当該配偶者と別居したり、当該配偶者との婚姻関係が破綻したりした際に、家族カードを返却すべきことを定めた規定は存在しない。

……夫婦は、互いに協力し扶助しなければならず（民法752条）、別居した場合でも、自己と同程度の生活を保障するいわゆる生活保持義務を負うのであるから、平成28年10月当時、XとAが離婚に向けた協議を行っていたこと……を考慮しても、本件Y_1契約における家族会員であるAが日常的な生活費の支払を行うために本件Y_1家族カードを使用することが家族カードの貸与の趣旨に反するということはできないのであり、……〔Xが〕管理義務に違反したものと評価することはできない。」

「……〔Y_1規約には〕婚姻関係が破綻した場合にかかる届出を行う旨は具体的に定められておらず、……婚姻関係の破綻の有無は、法的評価を含むものであり必ずしも一義的に明らかな事柄ではないことを考慮すると、婚姻関係が破綻した場合に会員が……Y_1に届出をする義務を負うものと認めることはできない。」

「……クレジットカードを財布の中に入れ、その財布をかばんの中に入れること自体はクレジットカードの通常の使用方法であり、……〔Aが〕管理義務を怠ったものと評価することはできない。」

(3)　Y_1の不当利得の有無

ア　「……Xは、……〔本件取引1、2の〕支払が免除され、本件Y_1契約に基づく利用代金支払義務を負わないのであるから、Y_1は、……Xから受領した代金相当額……につき、法律上の原因のない利得として返還すべき義務を負う。

なお、Xは、Y_1に対してY_1規約第19条第1項にいう『所定の書類』を提出していないところ……〔Y_1が必要書類を発送しなかった等の〕経過に鑑みれば、『所定の書類』は、支払が免除される場合に確認的に提出されるものに過ぎず、Y_1規約第19条第1項の定めによる支払免除の成否に関する要件ではないと解するのが相当である。」

イ　「……Y_1とC〔加盟店契約会社〕との間の契約の具体的内容は本件証拠上明らかではないものの、Y_1が同契約に基づいて立替払いをしたとしても、Xから受領した……代金相当額の給付が

存するため、Y_1のCに対する立替払義務が消滅し、総体としての財産の減少を免れているという関係にあるのであるから、Y_1に利得がないとか利得が消滅したなどということはできない。」

したがって、Y_1は、Xに対し、Xから受領した本件取引1、2の利用代金相当額を不当利得として返還する義務を負う。

2　Y_2に対する請求

規約の定め方の違い等により異なる部分はあるが、上記判旨1(1)、(2)、(3)アとほぼ同様の理由から、Y_2は、Y_2規約14条1項により、本件取引3の代金相当額の支払によってXに生じた損害を塡補すべき義務を負うとした。

3　Y_3に対する請求

本件各取引時に、Y_3が本件店舗を運営していたこと、本件店舗がY_3の商号を使用していたことを認めるに足りる証拠はないとして、Xの請求を認めなかった。

判例の解説

一　本判決の意義

本判決は、会員XがカードA社Y_1とY_2に支払った、別居中の配偶者Aが利用する家族カードをAの姪Bが不正利用した代金相当額につき、XによるY_1に対する不当利得返還請求、及びY_2に対する規約に基づく損害の塡補請求を認めたものである。本件事案の特徴として、不正利用にXの義姪Bが関与していた点、不正利用がなされた当時XとAが別居していた点が挙げられる。そのため、不当利得返還請求等の判断にあたり、①家族条項が適用される者の範囲や、②配偶者との別居、婚姻関係破綻時に家族カードの返却義務を負うか等が問題となった。これらは、これまでの裁判例ではみられなかった争点である。また、③カード会社が既に加盟店契約会社（カード取引には、カード発行会社〔イシュア〕と加盟店の審査や管理等を行う加盟店契約会社〔アクワイアラ〕とが同じ会社であるオンアス取引と、イシュアとアクワイアラとが異なる会社であるオフアス取引とがあり、本件は後者である）に立替払していた場合にカード会社に利得があるかにつき、本判決がそれを認めた点にも意義があろう。

これらの中心的争点のうち、②については、本判決が挙げる理由は婚姻関係の破綻と民法752条や760条との関係に関する通説や裁判例に概ね沿ったものである[1]との指摘をここでするにとどめ、以下、①③を検討する。

二　家族条項が適用される者の範囲

カードの不正利用があった場合、多くの規約によると、会員は原則としてカード会社への支払義務を免れず、ただし、一定の手続をとることで、所定の例外に該当する場合を除き支払義務が免除される（支払免除型。規約によって法律構成は異なる）。その例外の1つとして、会員の家族等による不正利用が定められている（家族条項）。

もっとも、家族条項が適用される者の範囲は不明確であることが多い[2]。本件事案では、義姪BがY_1家族条項の「会員の関係者」やY_2家族条項の「会員の家族」に該当するかが争われた。

本判決は、Y_1家族条項における「会員の関係者」につき、家族条項が不正利用のリスクを会員に配分するものであることやそれが適用される者の例示から、例示された会員の家族等に準じる程度に社会生活上密接な関係にある者を指すとしたうえで、BがAの姪であるにとどまることのほかに、XやAと同居しても生計を一にしてもいないといった具体的事情を考慮し、Bを「会員の関係者」にあたらないとした。また、Y_2家族条項における「会員の家族」についても、会員と共同生活を営み社会生活上密接な関係にある親族を指すものと解されるとして、同様の判断をした。

家族条項が置かれる理由につき、学説や裁判例は次のように指摘する[3]。一方で、会員は、家族など社会生活上密接な関係にある者に対して生活上の利便性等から貸与禁止規約に反し安易にカードの占有を移転する可能性があり、また、会員の家族等は、他の第三者に比べはるかに容易にカードの占有を無断取得できる。他方で、カード会社側からすると、会員側の家庭内事情に踏み込んでそれが会員の使用・保管義務違反によってなされたことを立証することは困難である[4]。

会員の親族であっても、安易にカードの占有を移転されるような関係になく、かつ容易にカードの占有を無断取得できる立場にない者もいる。上記家族条項の趣旨に照らせば、本判決の判断は妥当であろう。

三　カード会社の立替払と利得消滅の有無

会員が不正利用に係る代金相当額をカード会社に支払い、かつカード会社が加盟店（オンアス取引の場合）やアクワイアラ（オフアス取引の場合）に立替払した場合、学説や裁判例には、カード会社に利得がなく、会員によるカード会社に対する不当利得返還請求は認められないとするものがある[5)]。

しかし、一定の場合に不正利用のリスクをカード会社が負担すると規約で定める一方で、加盟店等に立替払した場合にはカード会社が返還義務を負わないとするのは、当該規約の趣旨と相いれない[6)]。当該規約との関係で次のようにいえるため、カード会社が立替払をしても利得は消滅せず、会員による不当利得返還請求は認められると解すべきであろう。第1に、Y_1規約のように支払免除型の場合、会員による弁済は非債弁済となるが、当該規約の趣旨からすれば、支払免除事由に該当する場合には返還請求する旨を留保してなされた弁済となろう[7)]。会員が支払済みであることを理由に、会員による不当利得返還請求を否定すべきではない。第2に、民法703条の趣旨は自身に利得が属すると信じた受益者の信頼保護にあるが[8)]、当該規約があるため、同条によってカード会社を保護すべき理由はないであろう。本判決の結論に賛成である。

ただし、判旨1(3)イには疑問が残る。オフアス取引におけるイシュアとアクワイアラ間では、原則としてイシュアが不正利用に係るリスクを負担し、チャージバック制度等で調整が図られる[9)]。不正利用があった場合に、当然に立替払義務が消滅するわけではない。なお、このように契約ごとに不正利用のリスク調整がなされている点からも、立替払によるカード会社の利得消滅は成立しないとすべきである。

四　おわりに

本件では、家族条項の適用範囲や別居中の配偶者に対する家族カードの貸与の可否等につき、明確な規定がなかったためにその解釈が問題となった。今後は規約上に関連する条項が整備される可能性があるが、置かれた条項が有効か否かは別の問題である。たとえば家族条項の趣旨から離れて広く適用対象となる者の定義規定を置くならば、その有効性が問われよう。

●――注

1）二宮周平編『新注釈民法(17)』（有斐閣、2017年）200頁以下［神谷遊］、244頁［犬伏由子］、大阪高決平1・11・30判タ732号263頁など。

2）尾島茂樹「判批」クレジット研究12号（1994年）109頁以下、坂東俊矢「カード取引と消費者」法教321号（2007年）145頁など。

3）本文で挙げる理由から、裁判例は、家族条項を置くこと自体は公序良俗に反しないとする（大阪地判平5・10・18判時1488号122頁、札幌地判平7・8・30判タ902号119頁）。ただし、学説には、家族条項を文言どおりに適用すべきでないとの指摘がある（後藤巻則ほか『条解消費者三法〔第2版〕』（弘文堂、2021年）1575頁［池本誠司］など）。

4）尾島・前掲注2）109頁、橋本英史「近親者（親子・兄弟・妻）によるクレジットカード利用」園部秀穂＝田中敦編『現代裁判法大系23』（新日本法規、1998年）213頁、前掲平5大阪地判、前掲平7札幌地判、長崎地佐世保支判平20・4・24金判1300号71頁。

5）匿名解説・金判1658号35頁、水野智幸「カードの不正利用」塩崎勤編『裁判実務大系22』（青林書院、1993年）451頁、東京地判平30・3・27（公刊物未登載、LEX/DB25552741）。

6）山本豊「判批」CCR9号（2020年）19頁は、不当利得の有無につき規約上の損失分担条項の解釈や効力の検討が必要だとする。また、多角的法律関係一般につき、藤原正則「不当利得の清算と多角的法律関係」法時81巻6号（2009年）108頁は、不当利得による清算の方針は当該法律関係の規律や性質に即して具体化されるべきだとする。紙幅の都合で省略したが、本判決は、利得がないとの主張にあたりY_1が挙げた最判昭28・6・16民集7巻6号629頁及び最判平10・5・26民集52巻4号985頁と本件とは事案を異にするという。この判断は上記観点からも首肯しうる。

7）留保付き弁済には民法705条は適用されない（藤原正則『不当利得法』（信山社、2002年）64頁以下、窪田充見編『新注釈民法(15)』（有斐閣、2017年）186頁［川角由和］、最判昭35・5・6民集14巻7号1127頁など）。

8）最判平3・11・19民集45巻8号1209頁。類型論の立場からも、非債弁済の不当利得では民法703条の目的は同様である（窪田編・前掲注7）110頁［藤原正則］）。

9）伊藤栄寿「クレジットカード決済システムの構造」千葉惠美子編『キャッシュレス決済と法規制』（民事法研究会、2019年）308頁以下など。また、東京地判平21・11・11判タ1338号112頁は、イシュア・アクワイアラ間の契約で不正利用のリスクを原則としてイシュアが負担すると定められているため、イシュアが不正利用に係る債権譲渡の無効を主張できず、その結果、当該債権譲渡が有効なものと扱われるとする。